

岐阜県公報

第二千九百四十九号
平成三十年五月二十五日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(防災課) 三三七

告示

水源地域の指定

(治山課) 三三八

道路の区域変更

(道路維持課) 三三八

道路の供用開始

(同) 三三八

公示

公共測量の終了

(用地課) 三三九

瑞浪都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 三三九

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 三三〇

土地改良区の定款の変更認可

(揖斐農林事務所) 三三〇

土地改良区役員の退任及び就任

(恵那農林事務所) 三三〇

土地改良区役員の退任及び就任

(飛騨農林事務所) 三三一

規則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十九号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則(昭和三十五年岐阜県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号(2)中「かかる」を「係る」に、「五百五十一万六千円」を「五百六十一万円」に改め、同表第二号(3)中「千百三十円」を「千四百四十円」に改め、同表第三号(1)の表夏季(四月から九月まで)の項中「一八、四〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「三三、七〇〇円」を「三三、八〇〇円」に、「三四、九〇〇円」を「三五、一〇〇円」に、「四一、八〇〇円」を「四一、〇〇〇円」に、「五一、九〇〇円」を「五三、二〇〇円」に改め、同表冬季(十月から三月まで)の項中「三〇、四〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に、「三九、五〇〇円」を「三九、七〇〇円」に、「五四、九〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「六四、二〇〇円」を「六四、五〇〇円」に、「八〇、八〇〇円」を「八一、二〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、二〇〇円」に改め、別表第二第三号(1)の表夏季(四月から九月まで)の項中「二二、一〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、「二四、七〇〇円」を「二四、八〇〇円」に、「二八、六〇〇円」を「二八、七〇〇円」に改め、同表冬季(十月から三月まで)の項中「二二、七〇〇円」を「二二、八〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二二、五〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、一〇〇円」に改め、別表第一六第二号中

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成三十年五月二十五日

「五十七万四千円」を「五十八万四千円」に改め、同表九第三号中「二十一万二千円」を「二十一万三千円」に、「十六万八千九百円」を「十六万八千九百円」に改め、同表十一第二号中「十三万五千円」を「十三万五千四百円」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百七十九号

岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）第十三条第一項の規定により、次のとおり水源地域を指定するので、同条第六項の規定により告示する。

平成三十年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

市町村名	指定の区域	縦覧場所
高山市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部治山課、岐阜県飛騨農林事務所及び高山市農政部長務課

（「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十号

次のとおり水源地域の指定の解除をするので、岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）第十三条第八項において準用する同条第六項の規定により告示する。

平成三十年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

市町村名	指定の区域	縦覧場所

郡上市

水源地域区域図に示すとおり

岐阜県林政部治山課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課

（「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年五月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	三三三三号	揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字小草履三八八番一地从先から同郡同町同字黒淵三八六二番一地向まで	前	一七・一 四・二	一六三・五	
			後	一七・一 五・九	一六三・五	

岐阜県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年五月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

国一般	道路の種類
三百三三号	路線名
同郡同町同地先から 淵三八六二番一 地先まで	区 間
一六三・五	延(メートル)長
平成三〇・五・二五	供用開始の期日
平成三〇・五・二五	備考(区域又は決定又は変更の告示年月日ほか)

公 示

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により大野町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 大野町
- 二 作業種類 公共測量(数値修正)
- 三 作業期間 平成二十九年六月十五日から平成三十年二月二十八日まで
- 四 作業地域 大野町

瑞浪都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称 瑞浪都市計画汚物処理場 一号瑞浪市衛生センター
- 二 縦覧場所 岐阜県都市建築部都市政策課及び瑞浪市建設部上下水道課

瑞浪都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称 瑞浪都市計画下水道 瑞浪市公共下水道
- 二 縦覧場所 岐阜県都市建築部都市政策課及び瑞浪市建設部上下水道課

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一 五号の二 平成二九・一二・一九	瑞穂市本田字大正二〇七一番一、二〇 七二番一及び二〇七三番一	道路、水路	開発登録簿 による	瑞穂市森六五九番地の二 株式会社ハヤシハウジング 代表取締役 林 仁 美 瑞穂市本田一二二五番四 不 破 東
同岐西建築第一五号の二 六 平成三〇・三・一	瑞穂市稲里字三ノ町四二六番一	道路	同	瑞穂市稲里三〇六番地一 新 田 文 子

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

定により公示する。

平成三十年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

平成三十年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
揖斐川左岸用水土地改良区	平成三〇・五・一五

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住所
えな土地改良区 平成三〇・三・三三 理事 長谷川 公盛 恵那市山岡町釜屋 九〇八番地

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住所
えな土地改良区 平成三〇・四・二五 理事 林 雅樹 恵那市武並町竹折一六四八番地三二九

平成三十年五月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社